

継続協議項目の検討の方向性について

※ 表中、下線部分は、前回（第21回（H23. 06. 08））での発言。なお、「②研修の充実」中、正副委員長の「たたき台」の説明に係る委員長の発言は除く。

具体的検討項目	論点（課題、問題点等）	主な議論
②研修の充実		
	【これまでの論点】 ○ 研修は何故行うのか。何のために行うのか。 (研修の目的・意義) ○ どのように充実させるか。 ○ どのような研修が考えられるか。 ○ 単にやるだけ・受けただけの研修に終わらないようにするためにはどうするか。	【これまでの主な発言】 ○ 政策立案能力の向上、監視能力の向上、議員倫理の向上を図るためには、「議員一人ひとりの資質の向上」と「議会全体の水準の向上」が不可欠である。 ○ 「議員一人ひとりの資質の向上」と「議会全体の水準の向上」を図っていかなければ、議会改革は前へ進んでいかない。 ○ 議会改革は、議員の意識改革から始まる。これまでの議会に関する既成概念のままでいたらだめ。これをどう変えていくか。このままではいけないということから出発しなければいけない。 ○ 議員は、自己研鑽に努めることが大事。自分にはどういったところが足りないのかということを考えながら、セミナーや研修会などに積極的に参加していく。 ○ 地方分権一括法の施行後、議会の権限は拡大したが、我々議員の能力、資質がそこまでアップしているのかどうかというと、はなはだ疑問。このギャップを埋めるのが研修だろうと思う。 ○ <u>二元代表制ということで執行機関と対峙する意味でも、法令や制度の動向、社会経済情勢等の最新の知識、情報等を吸収するための研修が必要ではないか。</u> ○ <u>旧小俣の時は、議会運営の基本的なことについて何回も勉強会をやってきた。それで、議員の中には共通の認識ができたと思っている。</u> ○ 会派を超えた研鑽の場が必要ではないか。 ○ 議員全員が情報を共有することが大事ではないか。 ○ 情報を共有できれば、議員同士で議論ができるようになる。 ○ 1会派だけでは企画や実施が難しい場合は、複数の会派で合同してするか、

		議会全体ですとか、他の自治体の議会と協力するということも考えられる。 ○ 複数の会派で合同してする場合は、政務調査費を出し合うということも考えられる。 ○ 例えば全国市議会議長会から講師を招くなどして、定期的に研修会を実施してはどうか。 ○ 先進事例を学ぼうとする場合は、先進地視察という形でこちらから行くのではなく、先進地の方に来ていただいて、いろいろ話を聞かせていただくというような方法もある。その場合は、所管の常任委員会を主にして、他の議員も入れるようにすれば、情報の共有ということにもなる。先方との調整の問題があるが、経費的にはこちらの方法のほうが安くて済むのではないか。 ○ 情報の共有の方法として、委員会や会派の視察の報告書の写しを配付したり、報告会を実施してはどうか。 ○ 一部事務組合議会については、定例会ごとに、議会の冒頭に諸報告という形で行えばよい。 ○ 一部事務組合議会や審議会など、議会から議員等を選出しているものについては、傍聴に行くなど、みずから積極的に情報を収集するようにするべきではないか。 ○ 研修の中身を考えるには、議員の意識改革、資質向上を主目的とするものと政策課題への対応などを主目的とするものというように目的に応じて考える必要はないか。 ○ 議員の意識改革や資質の向上をどう図っていくかということについては、1回でも2回でもそういう機会に触れていくということが非常に大切である。 ○ 地方自治制度がものすごく変わってきている。法令の問題とか、議会運営のあり方とか、そういうものについて、年に何回か定期的に全体研修会を実施する必要がある。 ○ <u>研修の実施に当たっては、考えられる科目のすべてを実施できればよいが、今年度はAを中心に、翌年度はBを中心に実施するというようにポイントを絞って</u>
--	--	---

	○ 議会改革をしっかりと進めるために 検討の内容がいよいよ「議会のあり方」、「議員のあり方」といった基本的・実質的な部分に関するところに入ってきたことを踏まえて	<u>実施する方法も考える必要があるのではないか。</u> ○ 委員会の垣根を超えて、議員全員で議論をしていくという場が必要になっていく。議員全員でそういう議論をしていく中で政策形成につながっていく。 ○ <u>常任委員会単位で所管事項に関して政策課題研修を行うのが重要であると思う。</u> ○ 議員の意識改革から始めなければならない。 ○ 一つ一つの実践の積み重ねが重要で、そのための実践プログラムをつくるべき。 ○ 研修も回数をこなせばいいというわけでもない。実のある研修でなければ、逆に税金の無駄遣いということにもなってしまう。 ○ <u>単にやるだけ、受けただけの研修に終わらせないというところが一番のポイントになってくる。次に生かしていくためにはどうしていくか。</u> ○ <u>研修の報告会をまずやってみてはどうか。研修を受けた者が、今度は発信していくという状況をつくっていけばよい。そうすれば、情報の共有化ということにもつながる。</u> ○ <u>二元代表制といいながらも、首長には補助機関である職員が多数いる。議会には議会事務局の職員しかいない。この現実をきちんと認識しなければならないし、これを認識した上で研修をし、研修で学んだことをどう生かしていくかということが必要である。</u> ○ 議会改革特別委員会委員と委員外議員との間では相当な温度差がある。議会には何が求められているのか、何をしなければならないのかということについて、全議員の参加で議論を重ねていくことから進めていき、議員全員が意識、認識を共有することが必要である。 ○ 議会改革を進めていくには、議員全員の足並み、認識を、その時点、時点で統一していく必要がある。それには検討結果の報告書という文書だけではなかなか
--	---	--

	※上記のほかに論点はないか？	十分にいかない場合も考えられるので、議員全員で議論を交わす場を持つことも必要ではないか。 ○ 議会改革特別委員会の委員に任せっきりという意識もあるのではないか。 ○ 議会改革は、議員全員が改革に対して同一の認識を持ち、一人ひとりがみずから改革していこうとする姿勢や行動がなければならない。そうでなければ、体裁を整えるだけになってしまう。 ○ 議会改革は、議員の意識改革から始まる。これまでの議会に関する既成概念のままでいたらだめ。これをどう変えていくか。このままではいけないということから出発しなければいけない。 ○ 委員外議員にも、会議の傍聴を呼びかけ、委員外発言もできるだけ取り入れていくようにしてはどうか。 ○ 全体的な意見交換を、今後も、より回数を増やしながら充実させていくことが重要である。
③施策に対するチェック機能の強化		
	【前回の論点】 ○ 「執行機関を監視する機能」とは？ ○ 監視機能を発揮するためにはどうすればよいのか。 ※上記のほかに論点はないか？	【前回の主な発言】 前回は、委員長から論点の提示のみ